

障害者控除を受けるための 障害者控除対象者認定書の交付について

障害者控除対象者認定とは

障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方のうち、寝たきりや認知症の方、日常的に介助が必要な方などで、市長（福祉事務所長）から障害者控除対象者の認定を受けた場合、税の申告時に認定書を添付することで、障害者控除を受けることができます。

市では、申請内容を認定基準に基づき審査を行い、認定を受けた場合に、「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

※本人または、本人を扶養する方が、税の申告の必要のない場合
（非課税世帯）は申請の必要はありません。

－税の控除額－

障害者控除対象者の認定を受けた方は、所得税や市・県民税の所得控除の対象となります。（控除額は、下の表をご参照ください）

	障害者控除		特別障害者控除	
	所得税	市県民税	所得税	市県民税
本人	27万円	26万円	40万円	30万円
同居の扶養親族			75万円	53万円
同居以外の扶養親族			40万円	30万円

－対象者－

次の要件を全て満たす方

- ①控除対象となる年の12月31日現在、筑西市に住所を有する65歳以上の方
（死亡している時は、当該死亡日において65歳以上であること）
- ②身体又は認知症の状態が市で定める基準に該当する方
- ③身体障害者手帳等の交付を受けていない方



－認定基準日－

税の所得控除を受けようとする対象年の12月31日
(対象年中に死亡した場合はその日)

－認定基準－

介護保険の認定資料をもとに次の表のいずれかに該当するかを判定します。
介護の認定がない方は介護認定調査委員の調査により、日常生活の動作の状況や認知症の状況から総合的に判断します

障害者区分	認定区分	判定基準
障害者 控除対象者	身体障害（3～6級）に準ずる者	障害高齢者の日常生活自立度がランクAに該当すること
	知的障害（軽度・中度）に準ずる者	認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡ～Ⅱbに該当すること
特別障害者 控除対象者	身体障害（1・2級）に準ずる者	障害高齢者の日常生活自立度がランクB～Cに該当すること
	精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者又は知的障害（重度）に準ずる者	認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅢ～Mに該当すること

申請方法

本庁1階の障がい福祉課または各支所（川島出張所を除く）で“障害者控除対象者認定申請書”をご記入ください。

認印を押していただく箇所がありますので、印鑑を必ずご持参ください。

※代理の方が申請する場合は、申請者と対象者の印鑑が必要になります。

※扶養親族の方が会社員で、申請が10月以降になった場合、年末調整時（12月）までに障害者控除対象者認定書の発行ができないことがあります。その際は、確定申告等による申告が必要となります。

※介護の認定がない方は、毎年の調査が必要になります。

詳しくは、障がい福祉課にお問い合わせください。

筑西市役所1階 障がい福祉課

☎：0296-24-2105